
宴会場ご利用についての 使用規約

大阪新阪急ホテルでは、宴会場のご利用に
関して次のとおり規約を設けております
ので、あらかじめご了承ください。

1. お取り決めの範囲について

ご宴会、または催し物(以下宴会等と称します)で宴会場をご利用になる場合に、ホテルがお客様と結ばせていただく契約は、この規約によるものとし、ここに定めない事項につきましては法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. 予約(契約)の成立

宴会等のお申し込みをいただく場合は、当ホテルで定めた「ご確認案内書(仮予約)」を提出させていただきます。お申し込み内容をご確認いただき、ご予約の意思を確認後、「ご確認案内書」をもって予約(契約)の成立とさせていただきます。

3. 内金

宴会等のご予約の際にはご予約金を申し受けます。

ご予約金の金額につきましては、ご宴会お見積り金額に基づいて提示させていただきます。あわせてそのお支払い日を指定させていただきます。

ホテルとお客様とのご契約は、宴会等のお申し込みを受け付け、ご予約金をお支払いいただいた時に、成立するものとさせていただきます。ご予約金につきましては、最終のお支払い金額に充当させていただきます。ただし、お取消しの場合、ご予約金の返金はいたしかねます。

4. 前受金・お支払いについて

ホテルから提示したお見積り金額と既にお支払いいただいた内金との差額分については、原則として宴会等の開催日の7日前、あるいは契約に定められた期日までに現金またはお振り込みにてお支払いいただきます。

宴会等でお見積り外のご注文をいただいた場合、あるいはお見積り上別途ご精算となっておりました項目についてのご精算は、ホテルが指定させていただく日までにお問い合わせください。

5. 有料人数の確認について

料理等をご用意する最終的な人数(以下有料人数と称します)は、宴会等の開催日の3日前(土日祝日を除く平日)の正午までに、ホテルの担当係員までご連絡ください。その時点で全ての手配を完了いたしますので、それ以降に人数が減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

6. 宴会時間と追加料金について

宴会場の使用時間から終了までのご契約時間(以下ご宴会時間と称します)は、所定の室料をお支払いいただけます。なお、事前準備に1時間以上要する場合、またはご宴会時間を超過した場合は追加料金を頂戴いたします。ただし、次の宴会使用時間との関係で、ご宴会時間の延長に応じかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

7. 装飾・余興等の手配について

①宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、衣裳、写真、VTRその他につきましては、ホテル指定業者を手配させていただきます。

お客様がホテル指定業者以外に直接ご依頼される場合は、宴会等を円滑に行うため事前にホテルにご連絡いただき、ホテルの同意を得たうえでお願いいたします。ホテルに事前の同意を得ずに直接ご依頼されることは、ご遠慮ください。

なお、特段の事情により、お客様が指定の業者以外に直接ご依頼される場合は、所定のお持ち込み料、入込料、保管料を申し受けます。

②ホテルの同意のうえで、お客様が直接ご依頼された業者等が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入、搬出または看板等のサイズ、取り付け方法等の決定、あるいは設置場所につきましては、ホテルの美観、動線等を考慮した一定の規則に従っていただくよう、ホテルから指示させていただきます。なお、ホテル係員・ホテル協力会社係員の立ち会いの必要があるとホテルが判断した場合には別途立会人件費を申し受けます。

③お客様(お客様側全ての関係者を含みます)が直接ご依頼された業者の方々に対して、ホテルの施設、什器、備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。万一、施設、什器、備品等を破損、損傷等損害が発生した場合はホテルからご連絡申上げますので、速やかに修理をしていただくか、あるいは損害賠償金をお支払いいただけます。

8. お客様による解約および変更

お客様は、ホテルに通知のうえ、すでに契約された宴会等を解約することができます。この場合、以下のとおり解約料金を申し受けます。ただし、すでに手配済の項目につきましては別途実費を頂戴いたします。

ここでのお見積り額とは、解約時点でのお見積り額です。また、人数の計算はお申し込み時の人数とさせていただきます。

①お申し込み日から10日経過以降、開催日の90日前までは、予約金の全額および実費

②開催日の89日前から60日前までは、当該宴会場3時間の会議室料の30%および実費

- ③開催日の59日前から30日前までは、当該宴会場3時間の会議室料の50%および実費
- ④開催日の29日前から10日前までは、当該宴会場3時間の会議室料の100%および実費
- ⑤開催日の9日前から前日までは、お見積り額の80%および実費
- ⑥開催日当日は、お見積り額的全額
お見積り未提案の場合は、ご予約会場の利用時間・会議室料での料率による解約料金を申し受けます。

9.ホテルによる解約について

ホテルは次に掲げる場合に、宴会等契約を解約させていただくことがございます。

- ①お客様および宴会等へのご出席者が宴会等に関し、法令または公序良俗に反する行為をされた場合、またはその恐れがあると認められた場合。
- ②お客様および宴会等へのご出席者が、他のお客様にご迷惑をおかけになった場合、またはその恐れがあると認められた場合。
- ③お客様がこの規約に違反された場合。

10.不可抗力

天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令または指導、ストライキ、交通の閉塞、その他不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、または履行期限を厳守できない場合、当ホテルは責任を免れるものとします。当ホテルは不可抗力事由が生じた場合、お客様に書面で通知を行うことにより、契約を解約することができるものとします。

11.禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①大音響を発するもの持ち込み
- ②犬、猫、小鳥、その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み(盲導犬等の介護犬を除く)
- ③発火または引火性の物品など危険物の持ち込み
- ④悪臭を発するもの持ち込み
- ⑤賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような言動・行動
- ⑥備品・付属品の移動
- ⑦宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒
- ⑧ご予約時のご使用目的以外のご利用
- ⑨その他法令で禁じられている行為

12.利用禁止事項について

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団および指定暴力団員等の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。)また、反社会的団員(暴力団および過激行動団体など、並びにこの構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。)

13.制限

宴会等に出席されるお客様が新型インフルエンザ・感染性胃腸炎等の伝染性を持つ病気を発症している事実が発覚した場合には集団感染を防止するため、宴会場への入場をお断りさせていただくことがございます。

14.個人情報保護について

お客様から提出いただいた個人情報は、当ホテルの業務上使用するものですが、一部統計情報として個人を特定せず使用させていただくことがありますのでご了承ください。また、お客様の同意なくして、提供いただいた個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

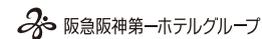
15.お荷物のお預かり

クロークにて宴会等にご出席されるお客様のお荷物等をお預かりさせていただくサービスを行っておりますが、現金、貴重品等の高価品のお預かりはお断りさせていただきます。万一、宴会等におきまして事故・盗難等が発生した場合、当ホテルはその責任を負いかねますので、十分にご注意ください。

16.当規約の変更

- ①当規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。
- ②前項による当規約の変更の際には、変更後の規約の内容と適用開始日を書面その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとなります。

2019年10月現在



阪急阪神第一ホテルグループ

大阪新阪急ホテル

〒530-8310 大阪市北区芝田1丁目1番35号

TEL:06-6372-5101 (代表)

TEL:06-6372-6510 (直通)